

令和5年2月農業委員会総会議事録

日 時 令和5年2月28日（火曜日） 議事開始 午前 8時47分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子
栗下 章二 前原 幸太郎 岩屋 美智子 稲田 優
田中 雄策 田上 みゆき

【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 西田 保子 園田 義保
福迫 久利 津口 えりこ 山口 長徳 溝添 トミ子
吉留 律子 宮田 吉人 土器 三紀夫 吉田 尚美
伊地知トシ子 高谷 千代子 杉元 義男 中津 ゆみ子
増田 賢造

欠席委員

【農業委員】 なし

【推進委員】 なし

事務局職員

事務局長	押川 国智	事務局長補佐	大田黒 元
農地調整係長	塩入 友之	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主任主事	馬越脇 浩	農地調整係主事	佐藤 純大

議 題

- 報告第25号 農地等の合意解約について
- 報告第26号 農用地利用配分計画について
- 報告第27号 2アール未満の農地転用届について
- 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第56号 農用地利用集積計画について
- 議案第57号 農用地利用集積計画の取消しについて
- 議案第58号 非農地証明願いについて
- 議案第59号 非農地判断について

事務局長補佐 それではただいまから令和5年2月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長 【あいさつ・・・】

尾山議長 次に委員の出席状況を報告いたします。全員出席ですので農業委員10名、農地利用最適化推進委員17名で定足数に達しております。これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、下原委員と稲田委員を指名いたします。

 それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第25号から報告第27号及び議案第55号から議案第59号までを一括議題といたします。事務局長補佐に議案の朗読をお願いします。

事務局長補佐 (議案朗読)

尾山議長 議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第25号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、報告第25号、農地等の合意解約についてご説明いたします。議案書1ページをお開きください。今月の合意解約件数は26件でございます。

 2ページをご覧ください。令和5年2月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて順番にご説明いたします。

 整理番号1番及び2番は、耕作に不便なため解約するものです。

 整理番号3番から5番は、耕作者変更のため解約するものです。

 次のページになります。整理番号18番は、農地法ではなく、中間管理機構による貸付けへ変更するため解約するものです。

 整理番号19番及び20番は、耕作者からの申出による解約です

が、今後も農地で貸し付ける予定です。以上、ご報告いたします。

尾山議長

説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長

質問がないようですので、次に報告第26号「農用地利用配分計画について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

報告第26号「農用地利用配分計画について」ご説明いたします。

4ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和5年2月1日付けで県知事が認可した案件をご報告するものでございます。計51件、324筆、336,078㎡となっております。詳細につきましては、5ページから36ページに記載のとおりです。以上、ご報告いたします。

尾山議長

説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長

質問がないようですので、次に報告第27号「2アール未満の農地転用届について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

37ページ、報告第27号「2アール未満の農地転用届について」ご報告いたします。届出件数は1件でございます。議案書38ページをお開きください。2アール未満の農地転用届につきましては、自己所有農地の2アール未満を農業用施設に転用する場合、許可不要となる基準に基づいて、届出がされたものであります。整理番号1番、場所が大字原田、畑1筆、4,435㎡の内197㎡を家畜用貯水タンクとして届け出をさせていただいております。立地基準につきましては、農地区分は第2種農地、都市計画関係は区域外、農振区分は区域内・白地でございます。届出人は養豚業を営んでいる法人で、平成5

年頃に家畜用貯水タンクを建築し、今回、申請地が農地のままであることが判明したため、届出書の提出をしていただいております。また届出人より顛末書の提出を頂いております。以上、ご報告いたします。

尾山議長

説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

議長

事務局。

事務局

議案第55号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

39ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転17件、貸借5件、合計22件となります。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については、概略をご説明いたします。

はじめに、所有権移転についてご説明いたします。

整理番号1番、40ページになります。田1筆、2,160㎡の贈与です。

整理番号2番、次の41ページまでになります。畑3筆、3,140㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄のとおり、谷口委員の掘起しです。

整理番号3番、田1筆、523㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番、田1筆、549㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄のとおり、山口委員の掘起しです。

整理番号5番、次の42ページまでになります。田4筆、2,825㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号6番、次の43ページまでです。畑1筆、2,185㎡の

売買です。価格は10a当たり〇〇円です。備考欄のとおり、令和3年9月総会で議決した空き家に付属の農地です。

整理番号7番、畑1筆、142m²の売買です。価格は10a当たり〇〇円です。備考欄のとおり、令和4年11月総会で議決した空き家に付属の農地です。譲受人は、前の6番と同一者です。

整理番号8番、45ページまでになります。田4筆、畑3筆、計7筆、9,979m²の贈与です。

整理番号9番、次の46ページまでです。田3筆、1,969m²の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号10番、田1筆、1,747m²の贈与です。なお、譲受人の現在の経営面積は、2,715m²ですが、54ページの貸借整理番号4番の農地とあわせ、別段面積の50aに達することとなります。

整理番号11番、畑1筆、778m²の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号12番、次の47ページまでになります。畑1筆、1,439m²の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号13番、畑1筆、1,914m²の売買です。価格は山林を含め〇〇円です。

整理番号14番、畑2筆、2,176m²の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号15番、次の48ページになります。田3筆、3,460m²の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号16番、次の49ページまでになります。田2筆、2,359m²の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄のとおり、増田委員の掘起しです。

整理番号17番、畑1筆、1,647m²の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄のとおり、こちらも増田委員の掘起しです。

続きまして、貸借について説明いたします。50ページになります。

整理番号1番、田1筆、805㎡の賃貸借です。備考欄のとおり、貸人が死亡しているため、相続人からの申出であります。

整理番号2番、田1筆、1,798㎡の賃貸借です。備考欄のとおり、竹下委員の掘起しです。また、貸人が死亡しているため、相続人からの申出であります。

整理番号3番、54ページまでになります。田10筆、畑6筆、計16筆、12,695㎡の賃貸借です。

整理番号4番、次の55ページまでになります。田1筆、2,343㎡の使用貸借です。

整理番号5番、田2筆、5,237㎡の賃貸借です。備考欄のとおり、竹下委員の掘起しです。

以上、所有権移転17件、貸借5件、合計22件です。ご審議方、よろしく申し上げます。

尾山議長

事務局の説明が終わりました。議案第55号については、各担当委員が現地確認等をしていただいております。

土地の現地確認と申請人「受人」の確認をそれぞれお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

所有権移転 整理番号1番の土地および申請人「受人」の報告を溝添委員にお願いします。

溝添委員

議長。

尾山議長

溝添委員。

溝添委員

整理番号1番の農地、受人について報告します。申請地は〇〇自治会にあります。場所は〇〇から南側に1km行ったところですが。基盤整備はされていません。周辺一帯は水田で北側に太陽光発電施設があります。農地はきれいに整備されています。日照、接道、用排水は良好です。以上報告します。

続きまして、受人の状況について報告します。受人の営農状況は稲作主体の専業農家です。後継者もいらっしゃいます。渡人との関係は

兄弟です。地域との調和については周辺の農家の方と協力していきたいとの事でした。皆さんのご審議方よろしく申し上げます。

尾山議長

次に、整理番号2番の土地および申請人「受人」の報告を谷口委員にお願いします。

谷口委員

議長。

尾山議長

谷口委員。

谷口委員

整理番号2番を報告します。昨日27日に昼から現地に行ってきました。農地は〇〇の畑かん事業地から遠く離れた〇〇のところにあり、農免道路から〇〇の上200mくらいのところにあります。丘陵地の丘の上にある畑でした。3筆であります。全部ほうれん草が作ってあります。周りの環境も良く整備されておりました。基盤整備はされておられません。農地の形状は1カ所に集まっており良いです。周辺一帯は畑と山林です。日照は山が東西にあるため良い方です。接道も少し高い所にあります。用排水も良いです。

受人は大工をされていて、そちらの仕事が少なくなってきておるようで、自宅から畑まで少し遠いですが、今後は露地野菜に力を入れていきたいとの事でした。後継者はいらっしゃいません。所有農地の畦畔管理等は良好。地域との調和については地域の皆さんと協力して歩んでいくとの事でした。以上で報告を終わります。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

尾山議長

次に、整理番号3番の土地および申請人「受人」の報告を伊地知委員にお願いします。

伊地知委員

議長。

尾山議長

伊地知委員。

伊地知委員

整理番号3番の農地について報告します。申請農地は〇〇自治会にあります。場所は〇〇から北西に入った所にあるお墓に隣接しています。周辺一帯は田です。基盤整備はしてあります。日照、接道、用排水は良好です。

受人について報告します。受人の営農状況は稲作主体の兼業農家です。後継者もおられます。地域との調和についても、周辺農家の手伝いをしたり、水路等についても適切に管理されているようです。問題ないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

尾山議長

次に、整理番号4番の土地および申請人「受人」の報告を山口委員にお願いします。

山口委員

議長。

尾山議長

山口委員。

山口委員

整理番号4番についてご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。〇〇から東へ300m、北へ200m行ったところにあります。農地は基盤整備済みで2反のうち5畝が今回売買されたという事でございます。

受人の営農状況は稲作主体の兼業農家です。〇〇に勤めていらっしゃるやいまして、子供さんは大学生です。後継者になれるかは分かりません。地域との調和につきましては、所有農地の畦畔管理等も行き届いており問題ないと判断いたしました。皆様のご判断をよろしく申し上げます。

尾山議長

次に、整理番号5番の土地及び申請人「受人」の報告を伊地知委員にお願いします。

伊地知委員

議長。

尾山議長

伊地知委員。

伊地知委員

整理番号5番の農地について報告します。〇〇の西側に位置しております。周りから1段下になってはいますが、日照、接道、用排水は良好です。

受人の営農状況は稲作主体の兼業農家です。後継者もおられます。地域との調和についても問題ないと思われまます。自治会の畑かんの係もされています。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

尾山議長

次に、整理番号6番と7番の土地を伊地知委員に、申請人「受人」

の報告を事務局にお願いします。まずは伊地知委員にお願いします。
議長。

伊地知委員

尾山議長

伊地知委員。

伊地知委員

整理番号6番の農地について報告します。申請農地は〇〇自治会にあります。場所は〇〇の北側200mのところにあります。周りは杉に囲まれて日照はあまり良くありません。きれいに整地されていて野菜が植えてありました。問題ないと思います。

整理番号7番の農地について報告します。6番と同じく〇〇自治会にあります。同じ場所であり問題ないと判断します。よろしくお願ひします。

尾山議長

次に事務局にお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

譲受人が市外のため、事務局から報告します。譲受人は、許可申請時は市外者でしたが、空き家バンク登録の空き家を購入し、去る17日にえびの市へ既に移住しております。

今後農機具をリースで所有し、露地野菜を栽培する計画であります。

尾山議長

次に、整理番号8番の土地及び申請人「受人」の報告を赤川委員にお願いします。

赤川委員

議長。

尾山議長

赤川委員。

赤川委員

整理番号8番の農地について報告します。申請農地は〇〇自治会内にあります。田4筆は基盤整備もしてあり、形状が良い農地です。日照、接道、用排水は良好です。畑3筆は日照、接道は良好ですが西側が山林に少し接しています。

受人について報告します。受人は〇〇自治会に住んでいます。稲作主体の兼業農家です。渡人との関係は親子です。取得後も稲作をして、

農地の管理、地域との調和を適正にしていきたいとの事でした。皆様のご審議よろしく申し上げます。

尾山議長

次に、整理番号9番の土地及び申請人「受人」の報告を伊地知委員にお願いします。

伊地知委員

議長。

尾山議長

伊地知委員。

伊地知委員

整理番号9番の農地について報告します。最初に〇〇について、農地は〇〇自治会にあります。場所は〇〇の南約200mのところに位置しています。基盤整備はしてあります。日照、接道、用排水は問題ありません。

次に〇〇について報告します。〇〇から100mの距離にあります。基盤整備はしてあります。接道、日照、用排水問題ありませんでした。

尾山議長

次に整理番号10番の土地及び申請人「受人」の報告を岩屋委員にお願いします。

岩屋委員

議長。

尾山議長

岩屋委員。

岩屋委員

整理番号10番について報告します。申請農地は〇〇自治会内にあり、〇〇のすぐ南側にあります。基盤整備済みの水田で、形状は長方形です。日照、接道、用排水は良好です。

続いて受人の状況は、稲作主体の専業農家です。渡人との関係は親子です。畔の管理、周辺の作物の状況を踏まえた作付け、用水管理の協力、農薬の適正使用を心掛けるとの事でした。皆様のご審議方をよろしく申し上げます。

尾山議長

次に、整理番号11番の土地を西田委員に、申請人「受人」の報告を田上委員にお願いします。まずは西田委員にお願いします。

西田委員

議長。

尾山議長

西田委員。

西田委員 整理番号11番の農地について報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。場所は〇〇から東に2,300mのところ。周囲は畑と、道路を挟んで水田、北の方に3件ほど宅地があります。日照、接道は良好です。長方形のいい畑です。今は何も植えていませんでした。以上報告します。

尾山議長 次に田上委員にお願いします。

田上委員 議長。

尾山議長 田上委員。

田上委員 整理番号11番受人の状況について報告します。受人の営農状況は兼業農家です。地域との調和については、所有農地等きちんと管理されており、今回申請の農地も所有農地の近くでありますので問題ないと判断します。皆様のご審議方お願いします。

尾山議長 次に、整理番号12番の土地及び申請人「受人」の報告を杉元委員にお願いします。

杉元委員 議長。

尾山議長 杉元委員。

杉元委員 整理番号12番について報告します。申請農地は〇〇自治会内にあり、〇〇から南側に200mくらいのところにあります。周辺は、南が住宅地で北と西が山林になります。畑の状況は、現在草が少し生えていますが、日照、接道、排水特に問題はありません。農地取得後はサツマイモを植える予定との事です。

次に受人について報告いたします。受人は移住者であり会社員との兼業になります。就農するにあたり農機具等一式を取得されておりまして特に問題はありません。皆さんの審議をお願いします。

尾山議長 次に、整理番号13番の申請人「受人」は、所有権移転整理番号1番と同一人物のため省略します。土地を溝添委員にお願いします。

溝添委員 議長。

尾山議長 溝添委員。

溝添委員

整理番号13番の農地について報告します。申請農地は〇〇自治会内にあります。場所は〇〇から南に1km行ったところです。受人の住宅敷地内のところです。基盤整備はされていません。周辺一帯は畑で東側に竹山があります。日照、接道、用排水は良好です。以上報告します。

尾山議長

次に、整理番号14番の土地及び、申請人「受人」の報告を山下委員にお願いします。

山下委員

議長。

尾山議長

山下委員。

山下委員

整理番号14番について報告します。申請地は〇〇自治会にありまして、場所は〇〇から西に300m行ったところです。2枚隣接しています。日照、接道良好です。

次に受人の報告をいたします。受人の営農状況は野菜、米を主体とした専業農家です。後継者は娘婿を予定しているとの事でした。地域との調和は良好です。何ら問題ないと思われれます。以上報告を終わります。

尾山議長

次に、整理番号15番の土地及び、申請人「受人」の報告を溝添委員にお願いします。

溝添委員

議長。

尾山議長

溝添委員。

溝添委員

整理番号15番の農地について報告します。申請地は〇〇自治会にあります。場所は〇〇から西側に500mのところ。基盤整備はされていません。周辺一帯は畑で北側、東側に住宅があります。農地はきれいに整地されています。日照、接道、用排水は良好です。

続きまして受人の状況について報告します。受人の営農状況は兼業農家です。後継者もいらっしゃいます。渡人との関係は知人でありませす。地域との調和については周辺の農家の方と協力していきたいとの事でした。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

尾山議長 次に、整理番号16番の土地及び、申請人「受人」の報告を増田委員にお願いします。

増田委員 議長。

尾山議長 増田委員。

増田委員 整理番号16番について報告します。申請地は〇〇自治会内にあります。周辺の状況は水田で、基盤整備済みです。〇〇番地は畔が崩落して工事が必要との条件で売買しております。

受人の営農状況について、稲作と畜産の専業農家です。後継者もおります。地域との調和について、所有農地の管理も行き届いており問題ないと判断いたします。審議方よろしく申し上げます。

尾山議長 引き続き、整理番号17番の土地及び、申請人「受人」の報告を増田委員にお願いします。

増田委員 議長。

尾山議長 増田委員。

増田委員 整理番号17番について報告します。申請地は〇〇自治会内にあります。周辺の状況について、基盤整備はしてありません。日照、接道は良いです。

受人の営農状況について、稲作と果樹の専業農家です。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いており問題ないと判断いたします。審議方よろしく申し上げます。

尾山議長 次に貸借整理番号1番の土地を谷口委員に、申請人「受人」の報告を増田委員にお願いします。まずは、谷口委員にお願いします。

谷口委員 議長。

尾山議長 谷口委員。

谷口委員 整理番号1番の農地について報告します。耕地整理済ですが周辺部にありまして昨年まで隣接の高畦に杉の木がありまして、その影響で借り手がいないという事でしたが、杉を伐採したため日照が改善されています。〇〇の〇〇から市道を東に300mくらい行ったところで

南側の踏切から下ってきた道路との十字路付近にあります。周辺は水田と人家が混在している状況です。受人の水田が申請地の隣にあったため今回の申請になりました。以上報告を終わります。

尾山議長 次に増田委員にお願いします。

増田委員 議長。

尾山議長 増田委員。

増田委員 整理番号1番の受人について報告します。受人の営農状況は稲作主体の兼業農家です。地域との調和については周辺農家と協力していくとの事です。以上報告を終わります。

尾山議長 次に貸借整理番号2番の土地及び申請人「受人」の報告を竹下会長代理にお願いします。

竹下会長代理 議長。

尾山議長 竹下会長代理。

竹下会長代理 整理番号2番について説明します。農地は〇〇地区にあります。基盤整備はされておりません。農地の形状はあまり良くありません。1筆3枚の農地であります。3年前〇〇川が氾濫した時に水が上がった場所でもあります。3年くらい耕作がされていない状況です。周辺は〇〇川の南側で田畑が広がっています。日照、接道、用排水は問題ありません。

受人に関しては〇〇自治会〇〇班に住んでおります。稲作、露地野菜の専業農家です。渡人との関係は貸借実績のある知人です。後継者はいません。取得後は稲作をやって行くとの事です。所有農地の畦畔管理は良好です。地域との調和も何ら問題ないと判断します。受人は昨年移住してきましたが3町歩を超える耕作面積になってきています。農機具が追い付かなくて今そろえている状況です。一生懸命やっている方です。皆様のご審議をよろしくお願いします。

尾山議長 次に貸借整理番号3番の土地、大字〇〇字〇〇と申請人「受人」を宮田委員に、それ以外の土地の報告を福迫委員にお願いします。まず

は、福迫委員にお願いします。

福迫委員
尾山議長
福迫委員

議長。

福迫委員。

整理番号3番の農地について報告します。申請農地は〇〇自治会内にあります。今回は畑1か所、水田2か所で、畑は基盤整備がされておらず、〇〇の〇〇地区で農免道路沿いにあります。〇〇字が5筆、〇〇字が1筆の合計6筆であります。周辺の状況は山林に隣接している場所で、農道がやや狭く条件の悪い場所でした。譲渡人が病気のため約1年耕作されておらず、カヤが茂っておりましたが、トラクターで耕起すれば耕作できると思いましたが、水田の1筆は〇〇地区で基盤整備はされておらず〇〇と〇〇付近にあります。〇〇1筆、〇〇3筆、〇〇字1筆の合計5筆でした。周辺の状況は農地と宅地が混在した場所で、日照、接道、用排水は良好で問題ありませんでした。次に水田の2カ所には基盤整備が済んでおり〇〇地区の〇〇の北側の〇〇字1筆、次の〇〇字1筆の合計2筆で道路沿いで条件が良く、日照、接道、用排水は良好で問題ありませんでした。以上報告します。

尾山議長
宮田委員
尾山議長
宮田委員

次に宮田委員にお願いします。

議長。

宮田委員。

整理番号4番の受人の報告をします。受人は〇〇自治会内に住んでいます。〇〇の南側になります。水稻、神榊中心の専業農家です。五日市の農地は自宅の南側に位置しています。水稻をやって行くとのこと。皆様のご審議をよろしくお願いします。

尾山議長

次に貸借 整理番号4番の申請人「受人」は、所有権移転整理番号10番と同一人物のため省略します。土地を土器委員にお願いします。

土器委員
尾山議長

議長。

土器委員。

土器委員 整理番号4番の農地について報告します。申請農地は〇〇と〇〇の境のところで、〇〇の県道から少し行ったところです。基盤整備はされておりません。譲受人は今度後継者が返ってくるという事で張り切っています。

尾山議長 次に、貸借整理番号5番の申請人「受人」は、貸借整理番号2番と同一人物のため省略します。土地を竹下会長代理にお願いします。

竹下会長代理 議長。

尾山議長 竹下会長代理

竹下会長代理 整理番号5番の農地について説明します。場所は〇〇地区〇〇班にございます。〇〇東側に位置します。基盤整備はされておりません。面積が5反あり広いです。周辺一帯は田、山林が広がっています。南側は〇〇川が流れています。日照、接道、用排水は問題ありません。作付け状況は今まで水稻をされていました。所有者が高齢となったため借手手をさがしていたとの事です。猪がよく出て対策に困っているようなところでもあります。農地に関して以上であります。よろしくお願いします。

尾山議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで、事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。

農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆さまから事前調査の報告がありましたとおり、地域との調和要件など、問題はないということでございます。

従いまして、計22件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上ご報告いたします。

尾山議長 ただいま、各委員及び事務局より説明がありました。

これより議案第55号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

田上委員

議長。

尾山議長

田上委員。

田上委員

46ページの11番ですが、自作地が1,122㎡ですが下限面積は大丈夫でしょうか。奥様の自作地が1,122㎡となっているみたいですけど。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

この農地を合わせて1反以上になります。白地ですので5反でなくてもよいです。5年の営農契約書、それから誓約書も添付されて申請がありましたので問題ないと考えます。

尾山議長

田上委員よろしいですか。

(はいとの返事あり)

尾山議長

他に質疑はありませんか。

竹下会長代理

議長。

尾山議長

竹下会長代理。

竹下会長代理

45ページ、整理番号9番について、説明では基盤整備がなされているとの事でしたが、私は狭い場所だと思っていたので、もう一度確認させてください。

伊地知委員

議長。

尾山議長

伊地知委員。

伊地知委員

基盤整備は今からされる予定です。

尾山議長

竹下会長代理よろしいですか。

(はいとの返事あり)

尾山議長

他に質疑はありませんか。

下原委員

議長。

尾山議長

下原委員。

下原委員 50ページ、整理番号3番の農地ですが、10アールあたり1,000円となっていますが何か事情があるのでしょうか。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 双方の関係が親戚であります。本来ならば使用貸借で良かったのですが、契約期間満了後に自動更新とならないという事情がありまして、低額での賃貸借契約となったようです。

尾山議長 下原委員よろしいですか。
(はいとの返事あり)

尾山議長 他に質疑はありませんか。
(なしと言う者あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。議案第55号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。
ここでしばらく休憩いたします。午前10時15分に再開します。
(休憩)

尾山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第56号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 56ページ、議案第56号「農用地利用集積計画について」説明します。
今月の計画件数は所有権移転11件、利用権設定14件、合計25件となっております。
利用権設定のうち、農地中間管理事業は8件となっております。

申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。

また、法人及び所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。

はじめに所有権移転について、ご説明いたします。57ページをご覧ください。

整理番号1番、畑3筆、2, 134㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、田2筆、4, 409㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちらは備考欄に記載のとおり山口委員の掘起しです。

整理番号3番、田1筆、959㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番、畑1筆、6, 387㎡の贈与です。

59ページ、整理番号5番、田1筆、2, 028㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号6番、田1筆、831㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号7番、田5筆、8, 999㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

61ページ、整理番号8番、畑3筆、3, 808㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号9番、畑1筆、836㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号10番、田2筆、1, 270㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号11番、畑1筆、635㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

続きまして、利用権設定についてご説明いたします。利用権設定に

については、貸借期間及び借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。

使用貸借については、賃借料の記載が空欄となりますのでご了承ください。

63ページです。整理番号1番、畑3筆、14,720.73㎡の賃貸借です。

64ページです。整理番号2番、田1筆、622㎡の賃貸借です。

整理番号3番、田2筆、2,048㎡の賃貸借です。

67ページです。整理番号4番、田1筆、畑5筆、計6筆、6,535㎡の賃貸借です。こちらは備考欄に記載のとおり山下委員の掘起しです。

整理番号5番、66ページから67ページです。田2筆、1,333㎡の賃貸借です。こちらは備考欄に記載のとおり山下委員の掘起しです。

整理番号6番、田2筆、1,290㎡の賃貸借です。

整理番号7番から14番までは農地中間管理事業です。なお、借受人の経営面積欄の記載は、システムへの配分先未入力面積が表示されてしまうものですのでご了承ください。

整理番号7番、畑1筆、3,168㎡の賃貸借です。

整理番号8番、田2筆、2,927㎡の賃貸借です。

69ページです。整理番号9番、田2筆、1,753㎡の賃貸借です。

整理番号10番、畑1筆、1,931㎡の賃貸借です。

整理番号11番、70ページから71ページです。田5筆、7,041㎡の賃貸借です。

整理番号12番、田1筆、1,876㎡の賃貸借です。

整理番号13番、田1筆、922㎡の賃貸借です。

整理番号14番、田1筆、930㎡の賃貸借です。

以上、計画内容は市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

尾山議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第56号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

前原委員

議長。

尾山議長

前原委員。

前原委員

57ページ、整理番号1番についてお尋ねします。畑3筆2, 134㎡に対して〇〇円となっており、10アールあたり〇〇円となります。他と比べてかなり高額です。利用目的が露地野菜となっています。他の農業者に対する影響も大きいかと思いますが、この価格についてお尋ねします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

今まで周辺農地で同様の事例が何件か出ていますが、譲受人がこの地区全体の農地の購入を進めています。この地区全体の農地を1反あたり約〇〇円で購入しており、今回もこのようになっているところです。

すぐではありませんが、将来的には〇〇を建設する予定と聞いています。以上です。

尾山議長

前原委員よろしいですか。

(はいとの返事あり)

尾山議長

他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第56号は、原案のとおり承認することに

賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第56号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。

尾山議長

次に議案第57号「農用地利用集積計画の取消しについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします

事務局

議長。

議長

事務局。

事務局

73ページ、議案第57号「農用地利用集積計画の取消しについて」説明します。

74ページになります。整理番号1番、畑6筆の売買の取消しです。

こちらは、令和3年6月4日付けで公告された案件ですが、売買金額の支払いができないため、取り下げるものです。

尾山議長

事務局の説明が終わりました。これより、議案第57号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者あり)

尾山議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第57号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第57号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。

尾山議長

次に、議案第58号「非農地証明願いについて」と、議案第59号「非農地判断について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

75ページ、議案第58号「非農地証明願いについて」ご説明いた

します。今月の証明願い件数は5件でございます。申出人の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。76ページをお開きください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑2筆、886㎡です。申請理由は山林です。備考欄に記載しておりますが、農振農用地については農振担当と協議済みであります。

整理番号2番、場所が大字〇〇、田1筆、3,347㎡です。申請理由は原野です。

整理番号3番、76ページから77ページ、場所が大字〇〇、田3筆、3,276㎡です。申請理由は原野です。

整理番号4番、場所が大字〇〇、畑1筆、13,649㎡です。申請理由は原野です。

整理番号5番、場所が大字〇〇、畑3筆、17,770㎡です。申請理由は原野です。

続きまして、79ページ議案第59号「非農地判断について」ご説明いたします。今月の非農地判断件数は20件です。80ページをご覧ください。

整理番号1番から5番までは場所が隣接しておりますので、一括して説明致します。

場所が大字〇〇、田1筆、畑4筆、計5筆、5,098㎡です。現況が原野となります。

次に81ページから82ページになります。整理番号6番から20番までは場所が隣接しておりますので、一括して説明致します。

場所が大字〇〇、田14筆、畑1筆、計15筆、9,452㎡です。現況が原野となります。

以上、ご審議方よろしくお願ひ致します。

尾山議長

事務局の説明が終わりました。議案第58号から第59号については、2月27日に、第2小委員会で審議がされておりますので、ここ

で第2小委員長から報告をお願いします。

栗下第2小委員長
議長
栗下第2小委員長

議長。

栗下第2小委員長。

それでは、第2小委員会の報告を行います。

会長から招集を受けまして、2月28日に、委員9名、事務局2名の計11名の出席のもと、第2小委員会を開催いたしました。今回の議案は、非農地証明願い5件、非農地判断20件でございます。それでは、議案ごとに、ご説明いたします。

議案第58号、非農地証明願いについてご説明いたします。

整理番号1番の現況は山林となります。その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号2番から4番につきましては市の公用車では行くことが出来ませんでしたので、事務局が用意した航空写真や現況写真で判断いたしました。特に問題は見当たりませんでした。

整理番号5番の〇〇及び〇〇につきましては家畜防疫の関係で現地確認が出来ませんでしたので事務局が用意した現地写真及び航空写真で判断しました。また〇〇につきましてはの現況は原野となります。その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に議案第59号「非農地判断について」の20件につきましては市の公用車では行くことが出来ませんでしたので、事務局が用意した航空写真や現況写真で判断いたしました。

判断根拠にありますように、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、周囲の状況からみて農地へ復元しても継続して利用することが困難と判断致しました。

以上、第2小委員会は、慎重審議しました結果、非農地証明願い5

件、非農地判断20件、計25件については、非農地としてやむを得ないと判断いたしました。

皆さまのご審議をお願いしまして、第2小委員会の報告を終わります。

尾山議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。

非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。

また、非農地判断につきましては市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。

よりまして、今月の議案第58号から第59号の計25件につきましては、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただいま、第2小委員長報告及び事務局の説明がありました。

これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

竹下会長代理 議長。

尾山議長 竹下会長代理。

竹下会長代理 非農地証明願いの3番、76ページです。〇〇の場所はどのあたりになりますか。地目が田となっていますが、〇〇のどの辺りに田があったかなと思ひまして。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 〇〇の途中の〇〇や〇〇の南側、だいぶ下になります。進入路も分りにくい所でかなり低い場所にあります。

尾山議長 竹下会長代理よろしいですか。
(はいとの返事あり)

尾山議長 他に質疑はありませんか。

下原委員 議長。

尾山議長 下原委員。

下原委員 非農地判断の6番から20番は同じ場所だと思われませんが、地域の総意で非農地申請が上がってきているのでしょうか。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 非農地判断の〇〇につきましては、今回15筆計上しております。〇〇の北側で、進入路がだいぶ細く、軽トラがやっと通るぐらいです。現状はここ数年耕作している状態ではなく、雑木等生い茂っており、湿田で山水がだいぶ入り込んでいます。前回、〇〇でもそのような案件がありましたがそのような状況です。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 以前2、3名の方が作っておられてその農道を維持されておりました。その方たちが亡くなられたりして2年程前から荒廃が進んでいます。田には山からの湧き水が流れています。ヒノヒカリ以前は日陰でも何とか育っており、それで農地も維持されてきましたが、ヒノヒカリになって生育が悪くなり、作られない方が増えていった経緯があります。

尾山議長 下原委員よろしいですか。
(はいとの返事あり)

尾山議長 他に質疑はありませんか。
(なしと言う者あり)

尾山議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第58号と議案第59号に対する第2小委員長の判断は、許可相当であります。

また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。

議案第58号と議案第59号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。議案第58号及び議案第51号は、お諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の審議案件は終了いたしました。

終了時間 午前10時39分